

裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]

処 分 庁 [REDACTED]

審査請求人から平成 21 年 5 月 26 日付けで提起された生活保護申請却下処分に係る審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

処分庁が平成 21 年 3 月 31 日付けで審査請求人に対してなした生活保護申請却下処分は、これを取り消します。

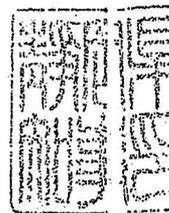
理 由

1 事実関係

調査したところ、次の事実が認められます。

- (1) 平成 21 年 3 月 3 日、審査請求人（以下「請求人」という。）は「[REDACTED]の為、妻の収入だけでは生活困難」であることを理由に処分庁に生活保護の申請をした。
- (2) 平成 21 年 3 月 4 日、処分庁は、請求人の稼働能力の有無の確認のため、[REDACTED]病院に対して医療要否意見書の提出を求めたところ、平成 21 年 3 月 6 日付けで「普通就労：否」「軽就労：可」との回答があり、平成 21 年 3 月 11 日付けでこれを受理した。
- (3) 平成 21 年 3 月 12 日、処分庁は、請求人の稼働能力の有無の確認のため、[REDACTED]整形外科に対して医療要否意見書の提出を求めたところ、「普通就労：否」「軽就労：可」との回答があり、平成 21 年 3 月 17 日付けでこれを受理した。
- (4) 平成 21 年 3 月 24 日、処分庁はケース診断会議において、請求人及び妻とも「勤労能力を有しているので、その能力活用についての努力をしないのであれば却下もやむを得ない。」との結論になった。
- (5) 平成 21 年 3 月 27 日、処分庁は、[REDACTED]病院の担当医に請求人の稼働能力について再度電話にて照会したところ、「精神的圧迫さえ感じなければ普通就労も可である。つまり職種をうまく選択できれば普通に就労できる」との回答を得た。

- (6) 平成 21 年 3 月 31 日、処分庁は、「請求人及び請求人の妻は稼働年齢層の者であって、就労を阻害するに至る疾病等もなく、両名とも勤労能力を有しているが、その能力活用について努力が認められない」ことを理由に保護申請却下処分とし、同通知書を請求人あてに発送した。



2 請求人の主張

請求人は以下の大要のとおり主張し、保護申請却下処分の取消しを求めています。

- (1) 却下の理由の中に「就労を阻害するに至る疾病等もなく」と記してあるが、退院時、病院側の指示により少なくとも 3 か月間は就労せず通院するように伝えられたため、保護申請却下処分は不当である。
- (2) 昨年起こした交通事故による後遺症（首、右腕）の検診命令が処分庁より出たので受診した結果、軽作業以外は出来ないと診断されたため、保護申請却下処分は不当である。

3 処分庁の主張

処分庁は以下の大要のとおり主張し、請求棄却を求めています。

- (1) 請求人世帯は、請求人が [REDACTED] 病院より 3 か月働かないよう言われ、又、請求人の妻は、請求人がそのような状況であるにもかかわらず、月全部の日を働く訳でもないのに、一家が生活困窮をしていると生活保護の申請をされたが、請求人及び請求人の妻は稼働年齢層であって、就労を阻害するに至る疾病とも言えず、勤労能力にも問題があるとも思えないが、一家の生計を支え維持しようと考えているとも思えないので、生活保護を却下せざるを得ないと考えます。

4 判断

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と規定しており、稼働能力を有する場合には、それを最低限度の生活の維持のために活用することを保護の要件としています。
- (2) また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号 厚生省社会局長通知。以下「実施要領」という。）第 4 では次のとおり示されています。
 - 1 稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断する。

また、判断に当たっては、必要に応じてケース診断会議や稼働能力判定会議等を開催するなど、組織的な検討を行うこと。

2 稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけでなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと。

3 稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、求職活動報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が2で評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえ行うこと。

4 就労の場を得ることができるか否かの評価については、2で評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因をふまえて行うこと。

(3) このことを本件に照らしてみていきますと、まず「①稼働能力があるか否か」については、実施要領第11の4-(1)において、「保護の要否又は程度の決定に当たって稼働能力の有無につき疑いがあるとき」は、「要保護者の健康状態等を確認するため検診を受けるべき旨を命ずること」とされており、処分庁はこれに基づき、請求人に対し、医療機関での検診を命じています。

まず、■■■■病院担当医師による医療要否意見書によれば、①6か月間の入院外医療を要すること、②就労は普通就労が「否」、軽就労が「可」であること等となっています。また、■■■■整形外科担当医師による医療要否意見書によれば、①入院外医療は要しないこと、②就労は普通就労が「否」、軽就労が「可」であること等となっています。

さらに、処分庁は、■■■■病院担当医師から、「精神的圧迫さえ感じなければ普通就労も可である。つまり職種をうまく選択できれば普通に就労できる」との回答を得ています。

請求人の不服の趣旨として、「軽作業以外は出来ないと診断されたため」本件処分は不当である、としています。処分庁は、医療要否意見書及び医師からの意見聴取結果を参考にして、請求人については、軽作業に限定はされますが、就労は可、つまり、稼働能力があると認定していますので、この認定を不当であると認めることはできません。

(4) 次に、「②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か」についてですが、請求人は処分庁に対し、平成21年3月30日付けで求職活動状況・収入申告書を提出しております。これによると、3月分の求職活動状況として知人や求人情報誌からの情報により、5箇所の企業等に問い合わせを行い、その結果として2箇所については面接まで行っていることが確認できます。一方、求職活動状況・収入申告書を受理した処分庁が、請求人に対して行った助言又は指導の内容、経過等を示す資料はあり

ません。

以上のから、請求人は、稼働能力を活用する意思をもって求職活動を行ったことが推認され、また、請求人が真摯に求職活動を行ったことを否定するに足る資料はありません。

- (5) なお、処分庁は、請求人の妻について、「月全部を働くよう、できないのであれば、もう一箇所勤めを見つける等それ相当の努力が要される」としています。請求人の妻の平成20年12月から平成21年2月までの3か月間の就労状況を見ると、1か月当たりの平均収入（賃金）は ████████ 円、平均出勤日数は1.1日、1日当たりの平均勤務時間は6.5時間であることが確認できる一方で、処分庁が、請求人の妻の増収又は求職活動に関して、請求人又はその妻に対して行った助言又は指導の内容、経過等を示す資料はありません。

- (6) 次に、「③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か」についてですが、請求人は5箇所の企業等に対する求職活動の結果、いずれも「断られた」と報告しております。実施要領では「地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因をふまえて行うこと。」とされています。平成21年3月の ████████ 公共職業安定所管内における有効求人倍率は、全数で0.62倍（一般0.48倍、パート1.01倍）であり、この有効求人倍率から見ると、就労の場を得やすい状況であるとは必ずしも言えないと推認することができます。

また、処分庁が、請求人又はその妻に対して、就労の場が存在することの可能性を示した資料はありませんので、請求人又はその妻が、就労の場を得ることができる可能性があったことを推認することは困難です。

- (7) 以上のことから、請求人及びその妻には、稼働能力があり、その能力を活用する意思があったものの、就労（増収）する場を得ることができる状況ではなかったと認められ、処分庁は、これを踏まえずに生活保護申請を却下処分としたと考えざるを得ません。

よって、処分庁が、「主及び妻は稼働年齢層の者であって、就労を阻害するに至る疾病等もなく、両名とも勤労能力を有しているが、その能力活用について努力が認められない」ことを理由として、保護申請を却下したことは不相当であったと考えます。

- (8) 以上から、処分庁の保護申請却下理由は妥当ではなく、また請求人について、他に保護の要件に欠けるところはないものと認められることから、本件審査請求は理由があるものと判断されますので、主文のとおり裁決します。

平成21年7月17日

審査庁 静岡県知事 川勝 平太



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。)

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として(訴訟において市を代表するものは市長となります。)決定の取消しの訴えを、あるいは県を被告として(訴訟において県を代表するものは知事となります。)この裁決の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)